



編集発行人
河合 孝彦
税理士
社会保険労務士
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

藤

5月 (皁月) MAY

3日・憲法記念日
4日・みどりの日
5日・こどもの日
6日・振替休日

日	10	24	
月	11	25	
火	12	26	
水	13	27	
木	14	28	
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	.
火	5	19	.
水	6	20	.
木	7	21	.
金	8	22	.
土	9	23	.

5月の税務と労務

- 国 税** / 4月分源泉所得税の納付 5月11日
- 国 税** / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 6月1日
- 国 税** / 3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 6月1日
- 国 税** / 特別農業所得者の承認申請 5月15日
- 国 税** / 9月決算法人の中間申告 6月1日
- 地方税** / 自動車税・鉱区税の納付 都道府県の条例で定める日
- 国 税** / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 6月1日
- 国 税** / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月1日

ワンポイント 174万社が赤字法人

国税庁が公表しているわが国法人企業の実態調査結果によると、平成19年度(19年4月~20年3月)の法人数259万社のうち67.1%に当たる174万社が赤字法人でした。赤字法人割合は、ここ10年近く7割弱で推移していますが、昨年秋以降の急激な経済不況により、20年度は7割超となることも予想されます。

再就職手当と 高年齢再就職給付金

雇用保険の一部が改正されました。

そのひとつが再就職手当の支給要件の緩和で、平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間は、「基本手当の支給残日数が四五日以上あること」という要件が撤廃されて、支給残日数が所定給付日数の三分の一以上あれば支給資格が得られることになりました。

もう一つが支給額の引上げです。従来は、基本手当日額に、支給残日数を掛けた額の三〇%相当額が支給されましたが、それが四〇%相当額に、さらに支給残日数が所定給付日数の三分の二以上あるものにあつては五〇%相当額に改正されました。

なお、支給残日数が三分の二（一〇〇日）以上ある六〇歳以上

の高齢者には、高年齢再就職給付金の受給資格も発生しますの
で、新たに六〇歳以上の高齢者
を雇い入れる場合は、まず、基
本手当の受給の有無、受給して
いる場合はその日数を確認した
ほうがよいでしょう。

この改正点について、六〇歳
以上の定年退職者が、一定の基
本手当を受けた後再就職する場
合の保険給付を、基本手当の支
給残日数が三分の一未満の場合、
三分の一以上三分の二未満の場
合、三分の二以上の場合に分け
て解説します。

再就職手当

(1) 支給要件

再就職手当は、受給資格者
(基本手当を受けられる資格のあ

る人)が安定した職業に就いた
場合(短時間就労者を含む)な
ど次の要件のすべてを満たした
ときに支給されます。

就職日の前日までに失業の
認定を受けた上で、就職日か
ら受給期間満了日までの基本
手当の支給残日数が所定給付
日数の三分の一以上あること。

待期間の経過後に職業に
就き、または事業を開始した
ものであること。

一年を超えて引き続き雇用
されることが確実であると認
められる職業に就くか、事業
を開始したものであること。

自己都合により離職した人
については、待期間満了後
一カ月間については、ハロー
ワークまたは有料・無料職業
紹介事業者の紹介により職業
に就いたこと。

受給資格決定日前に採用が
内定した事業主に雇用された
ものでないこと。

離職前の事業主に再び雇用
されるものでないこと。

就職日前三年以内の就職に
ついて、再就職手当または常
用就職支度手当の支給を受け

たことがないこと。

申請後まもなく離職したも
のでないこと。

(2) 申請手続き

手続きは、原則として、安定
した職業に就いた日の翌日から
一カ月以内に、本人が住所地を
管轄するハローワークに、受給
資格者証を添付して「再就職手
当支給申請書」を提出すること
により行います(郵送可)。

高年齢再就職給付金

(1) 支給要件

高年齢再就職給付金は、次の
要件のすべてを満たしたときに
支給されます。

六〇歳に達した日以後安定し
た職業に就くことにより雇用
保険の被保険者となったこと。

六〇歳以上六五歳未満の一
般被保険者(短時間就労者を
含む)であること。

就職日の前日における基本
手当の支給残日数が一〇〇日
以上あること。

基本手当の算定基礎期間
(直近の被保険者期間)が五年
以上あり、その受給資格に基

づく基本手当を受けたことがあること。

被保険者に支払われた再就職後の支給対象月の新賃金月額が、基本手当日額の算定の基礎となった賃金月額に比べて七五%未満に低下したこと。ちなみに、高年齢再就職給付金は、賃金に残業手当等も含まれます(賃金の低下率が同率でない)ので、毎月の支給額が異なることがあります。

(2) 支給額

支給額は、各支給対象月ごとにその月に支払われた賃金の低下率に応じて定められた計算式から求めますが、最大でも新賃金月額の一五%(直近の基本手当日額を三〇倍した額が新賃金月額と比べて六一%以下となった場合)です。

(3) 申請手続き

できれば被保険者資格取得届と一緒に、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書に必要事項を記入して、所轄ハローワークに提出したほうが事務手続きはスムーズでしょう。

高年齢雇用継続基本給付金を受けていた人が、離職後基本手当を受けてから再就職したとき

高年齢雇用継続基本給付金を受給後離職した人であって、一〇〇日以上の基本手当を残した人を雇い入れた場合は、高年齢再就職給付金の支給要件を満たしていれば、過去に高年齢雇用継続基本給付金を受けていたかどうかに関係なく高年齢再就職給付金が受けられます。

ただし、再就職手当とは選択受給となります。基本手当を全く受けていない場合には、六五歳になるまで再び高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。

なお、厚生年金保険の被保険者であって、高年齢再就職給付金の受給を希望する場合は、特別支給の老齢厚生年金が在職支給停止のしくみにより支給調整されます。

支給残日数による支給例

Kさんが六〇歳の定年で離職

した場合であって、給料等が以下のとおりとした場合の給付内容は、次のようになります。

基本手当の所定給付日数：一五〇日

基本手当日額：六、五九九円

再就職後の給料：二二万円

(六〇歳到達時の半額)

(1) 支給残日数が四五日(支給残日数が三分の一未満)の場合
再就職手当の支給要件に該当しませんので、保険給付は行われません。

(2) 支給残日数が五〇日(支給残日数が三分の一以上三分の二未満)の場合
支給残日数が、所定給付日数の三分の一以上ありますので、一時金で再就職手当が支給されます。

再就職手当の額は、基本手当日額に支給残日数を掛けた額の四〇%(円未満の端数は切捨)です。
六、五九九円×五〇日×〇・四
四二、三三九、九八〇円

(3) 支給残日数が一〇〇日(支給残日数が三分の二以上)ある場合
再就職手当が支給されます。

この場合の支給額は、基本手当日額に支給残日数を掛けた額の五〇%です。

この他高年齢再就職給付金の支給要件も満たしていますので、同給付金も支給されます。ただし、六〇歳以後再就職して、同一の就職につき再就職手当と高年齢再就職給付金の両方が受けられる場合はいずれか一方を選択しなければなりません。

基本手当日額や再就職後の新賃金で支給額が変わりますので、実際に計算するとよいでしょう。

再就職手当を選択する場合
高年齢再就職給付金を選択する場合
支給残日数が一〇〇日です
ので、一年間支給されます。
二二〇、〇〇〇円×〇・一
五×一二月＝三九六、〇〇〇円

労災の通院費の支給対象が改正

従来の労災保険の療養補償給付に係る移送のうち通院費については、傷病労働者の住居地または勤務地からおおよそ4kmの範囲内にあるその傷病の診療に適した労災病院または労災指定医療機関（以下「労災指定医療機関等」という）への通院を基本として支給されてきましたが、医療の専門化・高度化、交通の利便性の高まり等を踏まえ、通院の支給対象の範囲が見直され、平成20年11月1日から、移送の範囲が次のように変わりました。

- (1) 災害現場、自宅などからの医療機関への移送
- (2) 転医（転地療養または帰郷療養を含む）または傷病労働者の診療を行っている医師の指示による対診のための移送及び医師の指示による転院に必要な移送
- (3) 通院

傷病労働者の住居地または勤務地から、原則として片道2km以上の通院であって、次のいずれかに該当するもの。

住居地または勤務地と同一の市区町村内の労災指定医療機関等への通院

同一の市区町村内に適切な労災指定医療機関等がないため、隣接する市区町村内の労災指定医療機関等に通院したとき（同一の市区町村内に適切な労災指定医療機関等があっても、隣接する市区町村内の労災指定医療機関等のほうが通院しやすいときなどを含む）

同一の市区町村内及び隣接する市区町村内に適切な労災指定医療機関等がないため、それらの市区町村を越えた最寄りの労災指定医療機関等に通院したとき

労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した労災指定医療機関等への通院

特定理由離職者の創設

雇用保険に「特定理由離職者」制度が創設されました。

特定理由離職者とは、離職者のうち特定受給資格者（倒産・解雇等による離職者をいう。以下同じ）以外の人であって、期間の定めのある労働契約期間が満了し、かつ、その労働契約の更新がないこと（本人が更新を希望したにもかかわらず、更新についての合意が成立しなかった場合に限り）等やむを得ないと認められる理由により離職した人をいいます。

この特定理由離職者に係る基本手当の受給資格は、特定受給資格者と同様に離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6カ月以上あれば得られます。

また、離職日が、平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間にある場合には、その受給資格者を特定受給資格者（身体障害者等の就職困難者を除く）とみなして基本手当が支給されます。

労働保険料の申告・納付時期が変更

- 今年から労働保険料の申告・納付時期（年度更新）が以下のとおり変更になりました。
- | | |
|---|--|
| ただし、算定方法は従来どおりで、四月一日から翌年三月三十一日までの間に支払った賃金総額に保険料率（労働保険料申告書に印字されてきます）を掛けて算定します。 | 六月一日～七月十日 |
| （1） 手続期間
四月一日～五月二十日 | （2） 個別企業が延納（3回の分割納付）する場合の納期限
五月二十日、八月三十一日、十一月三十日、七月十日、十月三十一日、翌年一月三十一日 |
| | 労働保険事務組合に委託する場合は、第二期目以降の納期限は二週間遅れとなります。 |